

**令和 7 年度山形県広報活動支援業務に係る
企画提案募集への質問に対する回答**

質問事項 1	本件参加後に他の公示案件にも参加する場合に影響はあるか。
回答 1	影響はありません。

質問事項 2	仕様書「4 (1)①「情報発信の効果測定」」については、やり方の助言で良いのか。または調査を行う必要があるのか。
回答 2	情報発信の効果測定の手法に係る助言を得ることを想定しています。

質問事項 3	仕様書「4 (1)⑤」に関して、別途、プロポーザルが行われるのか、あるいは本件獲得業者に委託されるのか。
回答 3	別途、発注手続きを行い、委託業者を決定します。

質問事項 4	チラシはデザインのみでいいのか。印刷も含まれるのか。
回答 4	本業務を県職員に周知するためのチラシについては、原則として、受託者はデザインのみを担当し、印刷は県が行います。

質問事項 5	セミナーはリアルかオンラインか指定はあるか。
回答 5	指定はありません。

質問事項 6	仕様書「1 目的」に記載の「広報全般における職員」の対象者の役職や人数をご教示いただきたい。アンケートの方式や職員の方々のプロフィールを事前に把握するため。
回答 6	業務で広報活動を行う可能性のある県職員が誰でも利用可能な相談体制を構築したいと考えており、具体的にどのような役職の職員がどの程度利用するかということについては実際に業務を行ってみたいとわかりませんが、アンケートは全ての県職員を対象に実施します。

質問事項 7	仕様書「3 (1)③」の対面による助言・提案の回数の目安はあるか。
回答 7	仕様書 4 (1)①に記載しているとおり、回数は月 2 回程度、1 回あたり 4 案件程度を想定しており、1 案件に係る対応時間は 30～45 分程度と考えています。

質問事項 8	仕様書「3 (2)」のセミナーの参加人数と形式をご教示いただきたい。
回答 8	セミナーについては希望制とし、参加人数の上限を定めることを想定しています。開催形式の指定はありません。

質問事項 9	仕様書「4 業務実施体制」における「相談に対応できる人員の配置」について、提案時に提出した人員から、受注後に相談内容に応じて人員の変更や追加は可能か。
回答 9	本業務の効果的な実施のために必要な変更である場合は、契約書に基づき、県と受託者の協議により対応が可能です。

質問事項 10	相談会の実施日はどのように決めるのか。定例として日付指定としてよい か。例、第 2・4 金曜日の 15:00～17:00
回答 10	受託者の提案に基づき、県と受託者の協議により決定します